

道央廃棄物処理組合焼却施設 直接搬入受入基準

令和6年2月26日 制定

令和6年4月 1日 施行

令和7年4月 1日 改訂

令和8年3月 1日 改訂

道央廃棄物処理組合

1 道央廃棄物処理組合焼却施設について

- (1) 所在地 千歳市根志越2533-1
- (2) 構成市町 千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町
- (3) 受入時間 午前 8時 30分 から 午後 4 時 30分まで
- (4) 休日 日曜日 及び 1月 1日から1 月 3 日

2 受入対象廃棄物

- (1) 受入できる廃棄物の分別区分（家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物に共通）

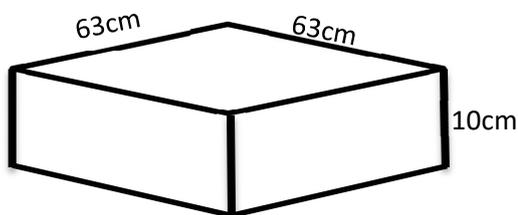
- 千歳市 ～ 燃やせるごみ
- 北広島市～ 燃やせるごみ
- 南幌町 ～ 可燃ごみ
- 由仁町 ～ 可燃ごみ
- 長沼町 ～ 可燃ごみ
- 栗山町 ～ 燃やせるごみ

※産業廃棄物は、千歳市と産廃処理契約を結んだ廃棄物に限りますので
千歳市環境センター（契約に関すること0123-40-6969）にお問合せください。

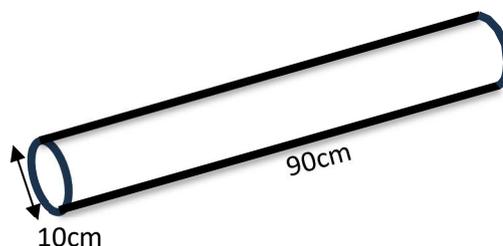
- (2) 受入できる廃棄物の大きさの目安

- ・各自治体の指定ごみ袋や同等サイズのごみ袋に入ったものは受入できます。
（千歳市、北広島、栗山町の方は指定ごみ袋に入れる必要はありません。）
（南幌町、由仁町、長沼町の方は必ず指定ごみ袋に入れてください。）
- ・ごみ袋に入れていない場合は63cm四方以下（厚さ10cm以下）が目安です。
- ・長物の場合は最大長90cm以下（直径10cm以下）が目安となります。

最大63cm四方（厚さ10cmまで）



長物の最大長は90cmまで



事前に分別されていないものやサイズが目安よりも大きいものは当施設では受入
できませんので、その場合の処理方法はごみ搬出元の自治体にお問合せください。

（7 お問合せ先 参照）

3 廃棄物処理手数料

- ・計量所において、道央廃棄物処理組合を構成する各自治体が定めた処理手数料を徴収します。
- ・処理手数料の徴収は、各自治体と手数料徴収に係る事務委託契約を締結した焼却施設運営事業者が各自治体の定めに従い実施します。

- ・手数料に関することは各自治体の担当部署へお問合せください。

千歳市	千歳市環境センター	0123-23-2110
北広島市	北広島市市民環境部廃棄物対策課	011-372-3311
南幌町、由仁町、長沼町	南空知公衆衛生組合	0123-88-3900
栗山町	栗山町環境生活課	0123-73-7511

- ・千歳市、北広島市、栗山町の方は、指定ごみ袋の使用や、ごみ処理券を貼る必要はありませんが、袋に入れる場合は透明・半透明のものをご使用ください。内容が確認できない場合は受入できません。
- ・南幌町、由仁町、長沼町の方は、指定ごみ袋を使用してください。指定ごみ袋に入っていないものは受入できません。
- ・産業廃棄物は千歳市と産廃処分契約を結んだものに限ります。
- ・各自治体の廃棄物処理手数料を、参考資料 廃棄物処理手数料に示します。

4 搬入条件

(1) 家庭系一般廃棄物の場合

搬入条件

- ア ごみ排出元の住宅が組合構成市町内にあること。
- イ 搬入者本人がごみ排出元の住宅に居住していること。例外として、特別な事情により居住地が異なる場合は、アの自治体から搬入対象者確認書（別紙1）の交付を受けていること。
- ウ アの自治体の分別区分に従って、事前にごみが分別されていること。
- エ 2 受入対象廃棄物の（1）および（2）に該当する廃棄物であること。
- オ ごみ搬入申込書（別紙2）の必要事項と同意事項に記入していること。
- カ 運転免許証（運転履歴証明証含む）またはマイナンバーカードにより、顔写真による搬入者の本人確認と居住地確認ができること。例外として、特別な事情がある場合は左記の代わりに、構成市町から交付を受けた搬入対象者確認書を提示すること。

特別な事情の例

- ・ 運転免許証は取得しておらず、マイナンバーカードは紛失して再交付手続き中である。
- ・ 行政区域外に住んでいるが亡くなった親族の家の整理で排出したごみを搬入したい。
- ・ 行政区域外に住んでいるが行政区域内に別荘があり、そこで排出したごみを搬入したい。など

(2) 事業系一般廃棄物の場合

搬入条件

- ア ごみ排出元の事業所が組合構成市町内にあること。
- イ アの自治体の分別区分に従って、事前にごみが分別されていること。
- ウ 2 受入対象廃棄物の（1）（2）に該当する廃棄物であること。
- エ ごみ搬入申込書（別紙2）の必要事項と同意事項に記入していること。
- オ 運転免許証（運転履歴証明証含む）またはマイナンバーカードにより顔写真による搬入者の本人確認ができること。

(3) 産業廃棄物の場合

搬入条件

千歳市と産廃処理契約を結んだ場合のみ該当しますので、千歳市または道央廃棄物処理組合にお問合せください。

千歳市環境センター（契約に関すること）	0123-40-6969
（分別・その他に関すること）	0123-23-2110
道央廃棄物処理組合事務局施設課	0123-25-5331

5 受入手順

(1) 家庭系一般廃棄物（通常パターン）

組合構成市町内で発生した自己の家庭系一般廃棄物を直接搬入する場合は、

順	項目	内容
1	廃棄物の分別など	直接搬入する前に各市町の分別区分に従って廃棄物を必ず分別してください。
2	ごみ搬入申込書の記入	「ごみ搬入申込書」に必要事項を記入してください。 ※「ごみ搬入申込書」は施設（計量棟）で配布するほか、組合や各市町のホームページからもダウンロードできます。
3	直接搬入の受付	「ごみ搬入申込書」を施設計量棟受付に提出してください。
4	搬入受付での確認	受付職員が廃棄物の内容をお尋ねし、 運転免許証 または マイナンバーカード により排出者及び搬入者の確認を行います。
5	廃棄物搬入	受入可能と判断された場合は、車両で計量後、職員の誘導に従って荷下ろし場所までお進みください。 荷下ろし場所で職員の指示に従い、原則、搬入者ご自身で廃棄物を下ろしてください。 ※受入不可と判断された場合は施設内には進めません。
6	手数料の支払い	計量棟に移動して計量した後、手数料をお支払いください。

注意

- ・ 排出者及び搬入者の本人確認ができない場合は受入できません。
- ・ 廃棄物は居住する自治体の分別区分に従い、必ず事前に分別してください。
- ・ 千歳市、北広島市、栗山町の方は、指定ごみ袋の使用や、ごみ処理券を貼る必要はありませんが、袋に入れる場合は透明・半透明のものをご使用ください。内容が確認できない場合は受入できません。
- ・ 南幌町、由仁町、長沼町の方は、必ず指定ごみ袋を使用してください。指定ごみ袋に入っていないものは受入できません。

(2) 家庭系一般廃棄物（搬入対象者確認書パターン）

運転免許証やマイナンバーカードを所持していない、または何らかの事情で住所変更手続きがなされていない、もしくは亡くなった方の家庭系一般廃棄物を直接搬入するなどの特別な事情により居住地・本人確認ができない場合です。

順	項目	内容
1	廃棄物の分別など	直接搬入する前に各市町の分別区分に従って廃棄物を必ず分別してください。
2	搬入対象者確認書の交付	居住している（していた）市町の廃棄物担当窓口にて、「搬入対象者確認書」の交付手続きをしてください。 市町の廃棄物担当窓口で受入可能と判断された場合、「搬入対象者確認書」が交付されます。
3	ごみ搬入申込書の記入	各市町で交付された搬入対象者確認書を持って、焼却施設にお越しいただき、「ごみ搬入申込書」に必要事項を記入してください。 ※「ごみ搬入申込書」は施設（計量棟）で配布するほか、組合や各市町のホームページからもダウンロードできます。
4	直接搬入の受付	「搬入対象者確認書」と「ごみ搬入申込書」を計量棟受付に提出してください。
5	搬入受付での確認	受付職員が廃棄物の内容をお尋ねし、排出者及び搬入者の確認を行います。
6	廃棄物搬入	受入可能と判断された場合は、車両で計量後、職員の誘導に従って荷下ろし場所までお進みください。 荷下ろし場所で職員の指示に従い、原則、搬入者ご自身で廃棄物を下ろしてください。 ※受入不可と判断された場合は施設内には進めません。
7	手数料の支払い	計量棟に移動して計量した後、手数料をお支払いください。

注意

- ・ 排出者及び搬入者の本人確認ができない場合は受入できません。
- ・ 廃棄物はごみ排出元自治体の分別区分に従い、必ず事前に分別してください。
- ・ 千歳市、北広島市、栗山町の方は、指定ごみ袋の使用や、ごみ処理券を貼る必要はありませんが、袋に入れる場合は透明・半透明のものをご使用ください。内容が確認できない場合は受入できません。
- ・ 南幌町、由仁町、長沼町の方は、指定ごみ袋を使用してください。指定ごみ袋に入っていないものは受入できません。

(3) 事業系一般廃棄物

組合構成市町内で発生した事業系一般廃棄物を直接搬入する場合です。

順	項目	内容
1	廃棄物の分別など	直接搬入する前に各市町の分別区分に従って廃棄物を必ず分別してください。
2	ごみ搬入申込書の記入	「ごみ搬入申込書」に必要事項を記入してください。 ※「ごみ搬入申込書」は施設（計量棟）で配布するほか、組合や各市町のホームページからもダウンロードできます。
3	直接搬入の受付	「ごみ搬入申込書」を施設計量棟受付に提出してください。
4	搬入受付での確認	受付職員が廃棄物の内容をお尋ねし、 運転免許証 または マイナンバーカード により排出者及び搬入者の確認を行います。
5	廃棄物搬入	受入可能と判断された場合は、車両で計量後、職員の誘導に従って荷下ろし場所までお進みください。 荷下ろし場所で職員の指示に従い、原則、搬入者ご自身で廃棄物を下ろしてください。 ※受入不可と判断された場合は施設内には進めません。
6	手数料の支払い	計量棟に移動して計量した後、手数料をお支払いください。

注意

- ・ 排出者及び搬入者の本人確認ができない場合は受入できません。
- ・ 廃棄物は事業所が所在する自治体の分別区分に従い、必ず事前に分別してください。分別されていない場合は受入できません。
- ・ 千歳市、北広島市、栗山町の方は、指定ごみ袋の使用や、ごみ処理券を貼る必要はありませんが、袋は透明・半透明のものをご使用ください。内容が確認できない場合は受入できません。
- ・ 南幌町、由仁町、長沼町の方は、指定ごみ袋を使用してください。指定ごみ袋に入っていないものは受入できません。

(4) 産業廃棄物

千歳市と産廃処理契約を結んだ場合のみ該当しますので、千歳市または道央廃棄物処理組合にお問合せください。

千歳市環境センター（契約に関すること）	0123-40-6969
（分別・その他に関すること）	0123-23-2110
道央廃棄物処理組合事務局施設課	0123-25-5331

6 直接搬入の受入フロー

※1
特別な事情により運転免許証やマイナンバーカードで、居住地・本人確認が出来ない方のみ該当します。

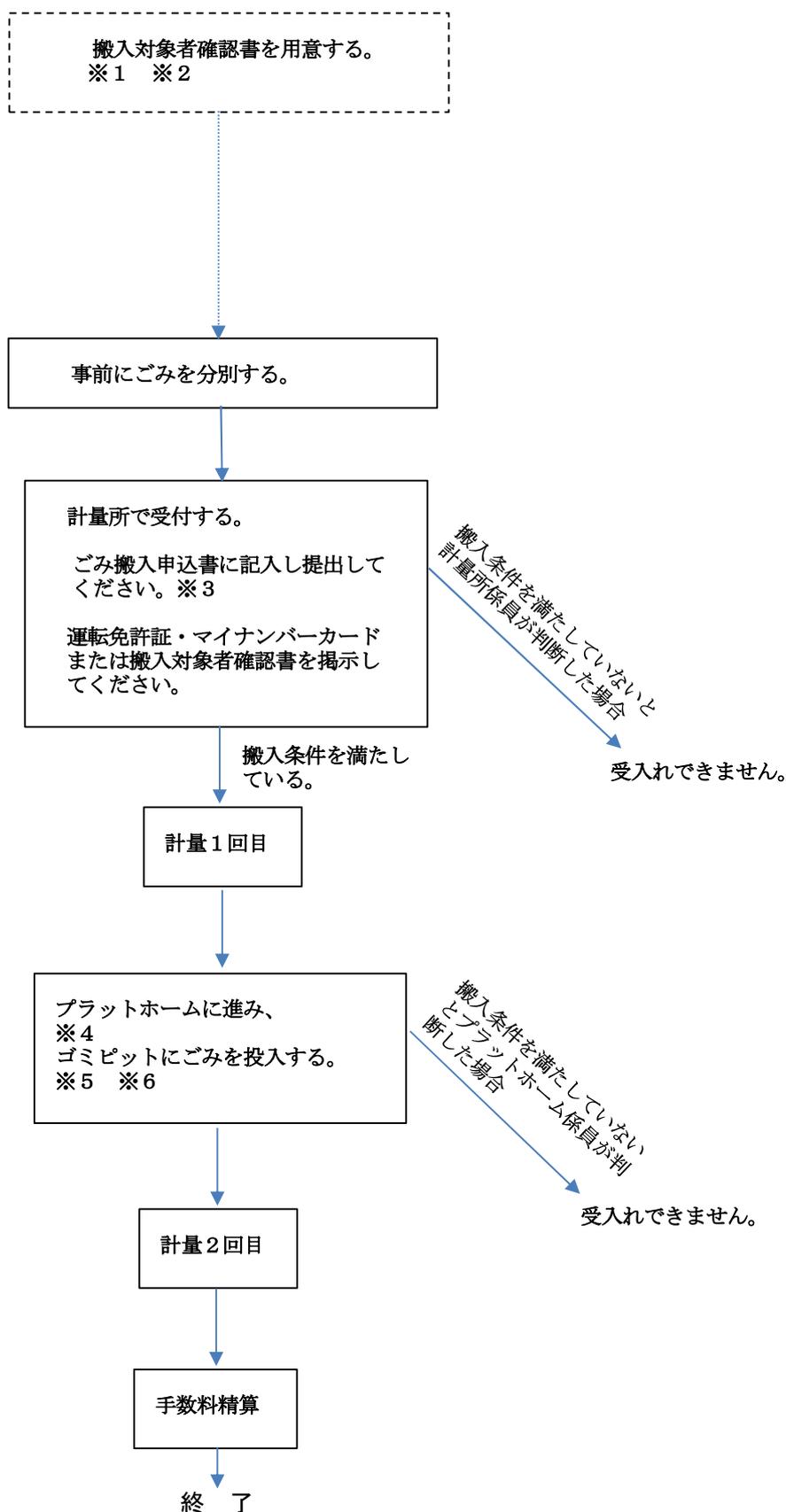
※2
ごみ排出場所の自治体の担当部署から交付を受けてください。

※3
ごみ搬入申込書は、HPからダウンロードして事前に記入したものを持参していただくと受付がスムーズになります。

※4
プラットホーム内では、係員の車両誘導に従ってください。

※5
家庭系一般廃棄物は、ダンピングボックスに投入します。

※6
ごみ投入は原則、搬入者ご自身で行っていただきます。安全に荷下ろし出来る様に必要に応じて同行者の同行をお願いします。



受入フロー図

7 お問い合わせ先

道央廃棄物処理組合の事業に関すること
施設の休日、受入時間、受入手順に関すること など

道央廃棄物処理組合事務局施設課 0123-25-5331

分別区分、処理手数料、ごみ回収日に関すること
可燃ごみ以外の処理方法に関すること など

千歳市環境センター	0123-23-2110
北広島市市民環境部廃棄物対策課	011-372-3311
南空知公衆衛生組合（南幌町、由仁町、長沼町）	0123-88-3900
栗山町環境生活課	0123-73-7511